龍ケ崎市ランク指定一般競争入札に関するQ&A

このQ&Aは、龍ケ崎市が執行する事後審査型条件付き一般競争入札(以下、「ランク指定一般競争入札」という。)について、円滑な入札事務を行うための参考資料として示したものであり、個別のランク指定一般競争入札案件に対する質疑の回答ではありません。

【1.制度全般に関すること】

- Q1. 今までのランク指定一般競争入札とはどのように違うのですか。
- A. 今までのランク指定一般競争入札は、入札前に入札参加資格の審査の申請をし、入 札参加資格の審査を行ったうえで、入札参加資格を有する者のみが入札に参加でき る「**事前審査型**」を採用していましたが、「**事後審査型**」では、入札参加資格の審査 を、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以 下「落札候補者」という。)のみに対して行うこととなります。
- Q2.今後、全ての一般競争入札が「事後審査型」になるのですか。
- A. 令和5年2月1日以後に入札公告を行うランク指定一般競争入札は、全て「事後審査型」となります。なお、ランク指定一般競争入札以外の一般競争入札(例えば、共同企業体(JV)によるもの等)は、今までと同様に、「事前審査型」となります。
- Q3.「事後審査型」であっても、開札に立ち会うことは可能ですか。
- A. 可能です。

【2. 入札参加に関すること】

- Q1.「事後審査型」のランク指定一般競争入札の発注情報(入札公告)はどのように公表されるのですか。
- A. 今までと同様に、市役所本庁舎正面玄関前及び<mark>財政課契約指導検査グループ(市役所4階)</mark>前の掲示板への掲示と併せ、龍ケ崎市公式ホームページで公表します。
- Q2.「事後審査型」のランク指定一般競争入札に参加するためには、どのような入札参加 資格の要件が必要となるのですか。
 - A. 最新の龍ケ崎市競争入札参加資格者名簿に登載されていることや、工事種類及び発注予定金額に相応する格付等級に属していること等の要件が必要となります。詳細な入札参加資格の要件については、入札公告を確認してください。

- Q3. 入札参加資格の要件を有していない者が入札した場合、有効な入札となりますか。
- A. 無効の入札となります。
- Q4. 入札参加資格の要件を有していない者が入札した場合、指名停止措置の対象となりますか。
 - A. 指名停止措置の対象にはなりませんが、円滑な入札事務を行えるよう、入札書の提 出前に入札公告に記載されている入札参加資格の要件を十分に確認し、入札に参加 してください。
- Q5. 郵送での入札書の提出も可能ですか。
- A. 可能です。ただし、今までと同様に、提出期限日までの日本郵便(株)の消印、かつ開札日時までの入札書提出場所への到達が条件となります。また、入札書には内訳書の同封も必須となります。
- Q 6. 入札に参加したいのですが、入札参加資格の要件に該当するかわからない場合、ど のようにすればよいですか。
 - A. お問合せいただければ、入札公告に記載された入札参加資格の要件を基に、一般論 として回答することは可能ですが、個別具体に入札参加資格の要件に該当するか否 かについては、入札参加資格の審査において判断する事項となりますので、回答す ることはできません。

【3. 落札候補者の決定に関すること】

- Q1. 落札候補者と決定された場合、どのように連絡があるのですか。
- A. 落札候補者のみに、原則として、開札日当日中に、口頭により落札候補者となった 旨を通知します。
- Q2. 落札候補者となり得る者が2者以上いる場合、どのように落札候補者を決定するのですか。
- A. 落札候補者となり得る者が2者以上いる場合には、くじによって落札候補者を1者決定します。
- Q3. 落札候補者を辞退することはできますか。
- A. 正当な理由なく落札候補者を辞退することはできません。なお、正当な理由とは、 配置を予定していた現場代理人又は主任(監理)技術者(以下「技術者等」とい う。)が、病気療養、死亡又は退職により配置することができず、代替の技術者等 もいない場合や、次順位者として落札候補者となった場合であって、既に他の落札 者又は落札候補者となったことで、技術者等が配置できない場合等、真にやむを得

ないと認められる場合に限ります。

- Q4. 正当な理由なく落札候補者を辞退した場合、指名停止措置の対象となりますか。
- A. 指名停止措置の対象となります。
- Q 5. 同日に同一の工事種類の開札が複数件ある場合、入札参加資格の要件である手持工 事件数の制限はどうなりますか。
- A. 同日に同一の工事種類の開札が複数件ある場合には、落札候補者として決定した順に、当該落札候補者の当該工事種類における手持工事件数として加算するものとし、その結果、以後の開札において手持工事の制限に該当することとなったときは、入札参加資格の要件を有していないため、無効の入札となります。

【4.事後審査に関すること】

- Q1. 事後審査では、どのような項目を審査するのですか。
- A. 入札公告に記載されている入札参加資格の要件の有無を審査します。
- Q3. 落札候補者となった場合、いつまでにどのような書類を提出すればよいですか。
- A. 落札候補者は、入札公告に定める期間内に、入札公告に定める入札参加資格に関する書類(ランク指定一般競争入札参加資格確認申請書(心得様式第1号)、同種工事の施工実績(心得様式第2号)、主任(監理)技術者の配置(心得様式第3号))を提出してください。なお、提出は、持参又は電子メールによることができます。 ※書類は龍ケ崎市公式ホームページからダウンロードが可能です。
- Q4. 入札参加資格に関する書類のうち、主任(監理)技術者の配置(心得様式第3号) について、1件の入札参加資格の審査の申請に対し、何名まで申請できますか。
 - A. 1件の入札参加資格の審査の申請に対し、3名まで申請できます。なお、申請にあたっては、現場代理人及び主任(監理)技術者の兼務・専任の有無や、従事するために必要となる資格を十分確認してください。また、契約締結後は、今までと同様に、申請した現場代理人及び主任(監理)技術者の方を配置してください。
- Q 5. 入札公告に定める期間内に入札参加資格の審査の申請をしなかった(できなかった)場合、どうなりますか。
- A. 入札公告に規定する事項に違反するため、無効の入札となります。
- Q6. 入札公告に定める期間内に入札参加資格の審査の申請をしなかった(できなかった)場合、指名停止措置の対象となりますか。
 - A. 指名停止措置の対象となります。

- Q7. 入札参加資格の審査の結果はどのように連絡があるのですか。
- A. 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると決定したときは、落札者として 決定し、口頭によりその旨を通知します。

また、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格が無いと決定したときは、文書によりその旨を通知します。なお、入札参加資格が無いと通知された者は、当該工事が龍ケ崎市入札及び契約の過程に関する苦情処理要領の適用となる場合には、その理由について市長に苦情の申立てをすることができます。

【5. その他】

- Q1. 落札候補者が、落札候補者を辞退した場合や、入札公告に定める期間内に入札参加 資格の審査の申請をしなかった(できなかった)場合、また、入札参加資格の審査 において入札参加資格が無いと決定された場合、その入札はどうなりますか。
- A. このような場合には、その者を除き、当該工事の入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者と決定します。

【6. 開札結果の公表に関すること】

- Q1. 開札の結果は、いつ、どのように公表されますか。
- A. 入札者、入札額及び落札候補者は、落札者が決定するまで非公表とし、落札者の決定後、財政課契約指導検査グループ(市役所4階)前の掲示板等で結果を公表するとともに、問い合せ等にも回答します。